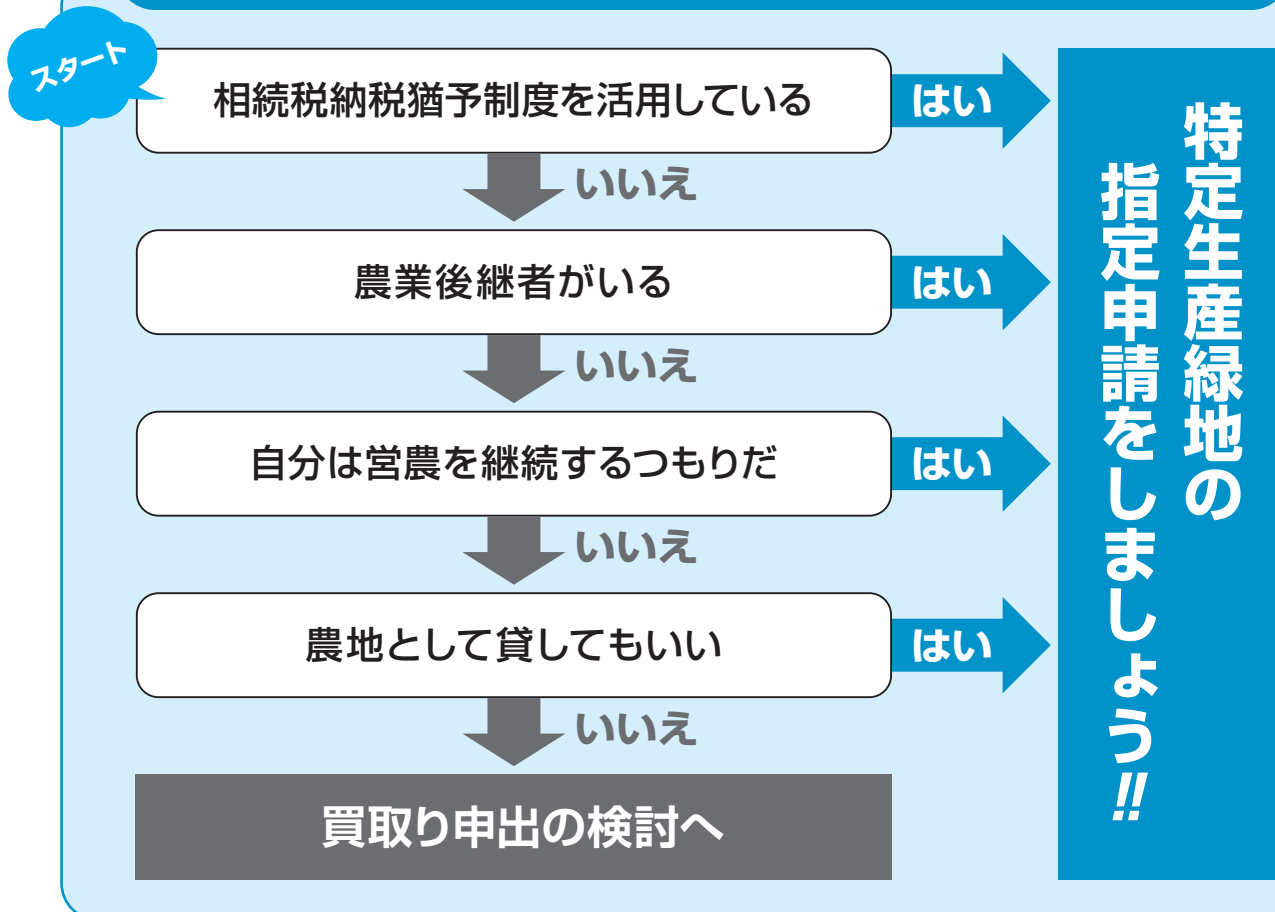


生産緑地をお持ちの皆様へ

特定生産緑地の指定申請はお済みですか？
期限後には、特定生産緑地を選択できません！！

ご判断に迷っている方は **フローチャート** をご活用ください！！



- ※1: 特定生産緑地を選択しない場合であっても、**相続税納税猶予を継続するためには終身営農しなくてはならない**一方で、**固定資産税・都市計画税は宅地並課税**(5年間の激変緩和措置あり)とされ**保有コストが大きく増加**します。
- ※2: 特定生産緑地を選択しない場合、**農業後継者が相続税納税猶予制度を活用できません**。
- ※3: 特定生産緑地を選択した場合、10年毎の更新となりますが**相続や一定の故障により営農が不可能となった場合には買取り申出が可能**です。
- ※4: **相続税納税猶予を適用したまま貸すことができます**。なお、都市農地の貸借円滑化法によって農地を貸した場合、農地法第17条(法定更新)の適用対象外となるため、**契約期間満了後は、必ず農地が返還**されます。
- ※5: 相続税納税猶予適用生産緑地の**買取り申出**をすると、**相続税+利子税+譲渡所得税等を支払う**こととなり、**納税額が売却額を上回る**こともあります。

申請手続きの締切りはお住まいの市によって異なります！！

まだ手続きが済んでいない方は、お近くのJAに相談・お住いの市の申請期限を確認いただき、速やかにお手続きされることを強くお勧めいたします！！

